



# 佐賀県公報

(◎毎月、県例規集に登載するもの)  
16年9月7日(金)外  
平成16年9月7日(金)中

## 四 次

### 公 告

- 2 企画提案コンペティション参加者の資格に関する事項等  
 (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による企画提案コンペティションとします。
- なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

#### ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中ににおける構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項

ア 企画提案コンペティションに参加する者は、単独企業にあっては次のアに掲げる資格要件のすべてを、共同企業体にあっては次のイに掲げる資格要件のすべてを満たすこと。

イ 電子県庁システムをはじめとする県庁の情報システムの将来像の提示

ウ アからイに至るまでの移行方針及び必要物品等の調達方法の策定

エ 調達・契約ガイドライン等の作成

(3) 業務期間

契約の日から平成17年3月18日(金曜日)まで。ただし、一部の業務に

こと。

a 県内に本店を有する企業

b 県外に本店を有し、かつ県内に支店・営業所を有する企業で、総

(4) 予算額 30,128,000円

従業員数に対する県内の支店・営業所における従業員数の割合が50パーセント以上であるもの

c 県外に本店を有し、かつ県内に支店・営業所を有する企業で、県内の支店・営業所の従業員数が50人以上。(うちS E数が30人以上)であるもの

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。

(エ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。

(オ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員のうち少なくとも1者は、県内企業であること。

(イ) 共同企業体の構成員数は、3者以内であること。

(ウ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(エ) すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。

(オ) 構成員のすべてがアの(イ)から(エ)までに該当しないこと。

(カ) すべての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 再委託の禁止

あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合を除いて、委託業務の全

部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わることはできません。

3 企画提案コンペティション手続等に関する事項

(1) 担当課等

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課 システム管理担当

当

電話 0952-25-7038

FAX 0952-25-7299

E-mail jouhou-gyoumu@pref.saga.lg.jp

(2) 企画提案コンペティション説明書の交付方法及び交付期間  
平成16年7月9日(金曜日)から7月15日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日は除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、佐賀県統括本部情報・業務改革課で配布します。

(3) 企画提案コンペティション参加資格の確認  
ア 企画提案コンペティションに参加しようとする者は、イの提出期限まで別に定める企画提案コンペティション参加資格確認申請書に必要書類等を添付した上で、(1)まで郵送又は持参してください。

イ 提出期限  
平成16年7月16日(金曜日)午後5時  
(郵送の場合には、書留郵便によることとし、平成16年7月15日(木曜日)までに必着のこと。)  
期限までに提出しない者は、企画提案コンペティションに参加することができません。

ウ 企画提案コンペティション参加資格の確認結果は、平成16年7月20日(火曜日)までに通知します。  
なお、企画提案コンペティションに参加することができる者は、参加資格の確認を受けた者に限ります。

## (4) 企画提案コンペティション参加資格の喪失

企画提案コンペティション参加者は、企画提案書提出の期限までにおいて、次の場合に該当することとなつたときは、企画提案コンペティションへの参加資格を失うものとします。

- ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、本件委託業務の執行が困難と見込まれるとき。
- ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

## (5) 企画提案書の提出期限及び場所

## ア 提出期限

平成16年7月27日(火曜日)午後5時

(提出を郵送で行う場合には、書留郵便によることとし、「電子県庁との連携に係る情報システム最適活用調査設計業務委託企画提案書等在中」と表書きし、平成16年7月26日(月曜日)までに3の(1)に必着のこと。)

なお、再委託を希望する場合は、再委託先業者名、再委託を行う業務

の範囲、再委託期間等を明記した再委託許可申請書を添付してください。

企画提案書提出以後の再委託許可申請は、原則として認めません。

## イ 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 統括本部情報・業務改革課内

## (6) 企画提案審査会の開催日及び場所

## ア 開催日

平成16年7月28日(水曜日)

なお、時間については企画提案書を提出した者に通知します。

## イ 場所

佐賀県庁新行政棟2階 24号会議室

## (7) 企画提案書の評価方法及び契約方法

## ア 企画提案内容の評価方法

別記の「企画提案評価基準」に基づき、企画提案書の内容について、「提案項目」ごとに「評価内容」に照らして評価し、要求要件を満たしているものには、「基礎点」(基礎点総点数は40点とする。)を与えます。また「企画提案評価基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内(加点総点数の上限は60点とする。)で提案内容の評価に応じて加点を与えます。

## イ 契約方法

企画提案書を評価した結果、上記の「基礎点」と「加点」の合計が最も高い者と随意契約により委託契約を締結します。

## 別記 企画提案評価基準

項目番号	評価項目			評価基準	点数配分	
	大項目	中項目	小項目		基礎点	加点の上限
1	本業務に対する提案者との理解			本業務の必要性と効果について提案者の理解が示されていること。	3	5
<b>本業務の進め方</b>						
2	目的ヒ方針			本設計業務の位置付け及び推進に当たっての方針について示されていること。	3	4
3	アプローチと成果	全体アプローチの概要	計画策定の全体アプローチ（概要）が示されていること。	2	3	
4			対象とする情報システムの現状調査（システム間連携要件、共通コード及び共通機能に関する調査を除く。）の方法及びその成果について示されていること。	2	3	
5		既存システムの現状調査	システム間連携要件の調査手法が具体的に示されていること。	2	3	
6	情報システムの最適活用に向けた概要設計		共通コード及び共通機能の抽出方法が具体的に示されていること。	2	3	
7		情報システム構成等の将来像設計	提案者が想定する情報システム構成の将来像とその優位性が明確に示されていること。	4	6	
8			上記現状調査結果を踏まえた将来像設計の方法及びその成果について示されていること。	4	6	
9	移行方針の策定		上記現状調査と将来像設計の結果を踏まえ、その差異（課題）を識別し、対策するための方法が示されていること。	4	6	
10			また、現在提案者が想定する将来像が採用された場合に想定される差異とその対策について、現在想定される範囲で記述されていること。	4	6	
11	ライフサイクルの試算と効率化		将来像においてどのようなシステム・ミドルウェア等が必要か示されていること。	4	6	
12	調達・契約ガイドライン等の策定期定	目的ヒ方針	また、導入費用及び管理費用が記述かれていること。	2	3	
13	作業スケジュール	アプローチと成果	本ガイドライン策定期定業務の位置付け及び策定期定に当たっての方針について示されていること。	2	3	
			本業務を遂行するために提案者が想定する作業スケジュールと作業体制が具体的に示されていること。	2	3	

14	作業体制		本業務を遂行するため提案者が想定する役割分担について明確になっており、県担当者・既存ベンダーを含めた関係が明示されていること。	2	3	
15	業務実績		平成13年度以降の類似業務及び電子自治体関連業務の調査及び計画の実績について具体的に示されていること。	2	3	
	合計			40	60	

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います

平成16年7月9日

# 1 佐賀県知事 占 入札に付する物件（土地）の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量(公 簿)	所在地及び名称	参考価格 (万円)	入札の日時 (場所:県庁新行政棟 91号北会議室)
名古屋市営名古屋競馬場					

5	宅地	284.07m <sup>2</sup>	武雄市西川登町 大字小田志内屋 敷14694番1 西川登駐在所跡 地	平成16年8月3日(火) 受付：10:30~10:50 入札：11:00~
6	宅地	598.90m <sup>2</sup>	鳥栖市古野町字 天神木561番2 鳥栖高校校長宿 舍跡地	平成16年8月4日(水) 受付：9:00~9:20 入札：9:30~
7	宅地	286.38m <sup>2</sup>	東松浦郡鎮西町 大字菖蒲字廣田 3329番1 打上駐在所跡地	平成16年8月4日(水) 受付：10:30~10:50 入札：11:00~
8	宅地	312.87m <sup>2</sup>	鹿島市大字高津 原字鷺ノ巣873 番7 鷺ノ巣駐在所跡 地	平成16年8月4日(水) 受付：13:20~13:40 入札：13:50~

※ 物件番号 3 の楠久駐在所跡地を落札した場合には、隣接する伊万里市有地（山代町楠久字前田557番8、宅地、92.84m<sup>2</sup>、楠久駐在所敷地として県有地と一体利用していた土地）についても購入可能です。詳しくは、伊万里市財政課管財係（電話 0955-23-2111 内線 435）へお問い合わせください。

(金) 9月7日 平成16年7月9日

佐賀県公会堂

## 県庁新行政棟9階91号北会議室

(3) に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない物件について  
は、入札を行いません。)

## 3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、平成16年7月28日（水曜日）までに佐賀県出納局用  
度管財課公有財産担当に申し込んでください。

## 4 入札の参加資格等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者は、  
入札に参加できません。

(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

## 5 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た額以上を次によ  
り、入札時間までに納入してください。

## (1) 現金

(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小  
切手等（詳細は、10の問い合わせ先に照会してください。）

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者につい  
ては、契約締結時に契約保証金に充当します。

## 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

## (1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に關し不正な行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出  
した者

(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

(5) 一件の入札に際し、一人で2以上の入札をした者

(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認

を受けていないもの

- (7) 郵送、電信等による入札を行った者  
(8) その他入札に関する条件に違反した者

## 7 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

- (1) 入札に参加し、又はこれに關係を有する者が、共謀結託その他の不正を行  
い、又は行おうとしていると認められたとき。

- (2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

## 8 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、印章を持参してください。

- (2) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上  
を納入してください。

なお、契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代  
金を納入してください。

## 9 公法上の規制等

物件番号	規制等の内容
------	--------

1	都市計画区域外
---	---------

2	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指 定容積率200%
---	---

3	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指 定容積率200%
---	---

4	都市計画区域外 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り
---	--------------------------------

5	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指 定容積率200%
---	---

5	九州電力 電柱1本、支線1条有り 敷地の約56%は、第1種低層住居専用地域、指定建ぺい率50%、指 定容積率80%
---	---

	敷地の約44%は、第1種住居地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%、道路幅員による基準容積率160% 加重平均後の基準建ぺい率54% 加重平均後の基準容積率115% 市道に接面する進入通路の幅員約1.75m（幅員不足のため現況のままで、建築基準法（昭和25年法律第201号）上建物が建てられない。）
6	西日本電信電話株式会社の電話柱1本、支線1条有り
7	都市計画区域外 西日本電信電話株式会社の電話柱1本、支線1条有り
8	非線引き都市計画区域、第二種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200% 基準容積率180% 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り 現在の道路端から南方へ約4m入った位置まで都市計画道路（東町・西牟田線 幅員12m）の都市計画決定がなされている。
10	入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先並びにホームページアドレス 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課公有財産担当（電話 0952-25-7192） <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kurashi_anzen/sumai/youdo/zaisan.html">http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kurashi_anzen/sumai/youdo/zaisan.html</a>

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年七月九日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日  
西 部 印 刷 企 画 (株) 日